

# 帯広ファミリーサポートセンター 利用料助成事業のご案内

帯広ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）では、ひとり親世帯、市民税非課税世帯等の方を対象に、利用料の助成をします。利用にあたっては事前の会員登録と助成事業登録申請が必要です。

**対象者** ひとり親世帯（児童扶養手当を受給している世帯）、市民税非課税世帯、生活保護世帯

**助成額** 利用料の半額（兄弟姉妹2人以上同時に利用の際は、1人目のみ助成対象）

※交通費や食費等の実費、またキャンセル時の負担分は除きます。

※助成金額の上限はありません。

- 例) ①平日子ども1人、1時間の利用 通常600円 ⇒ 300円  
②平日子ども2人、1時間の利用 通常900円 ⇒ 600円  
③平日子ども2人、30分の送迎利用 通常450円 ⇒ 300円 + 交通費実費

## 【利用会員】利用のながれ

①入会/登録 センターにて入会説明を受け、入会申し込みと登録申請をお願いします。

必要書類 ①帯広ファミリーサポートセンター入会申込書（利用会員用）

②「利用料助成事業登録申請書」

③「同意書」

●各書類はセンターに設置、またはホームページからダウンロードできます。

助成の開始日 毎月1日から15日までに申請した場合⇒申請翌月の1日から

毎月16日から月末までに申請した場合⇒申請翌月の15日から

②援助申込 帯広市より登録決定の通知を受けた後、通常の援助活動と同様にセンターに援助依頼をし、マッチング後にセンターから援助受付票を受け取り、内容を確認する。

③援助～利用料の支払い 援助終了後に援助受付票に記載の助成額を差し引いた利用料を提供会員に支払い、援助報告書を受け取る。※提供会員へのお支払いは同月月末までをお願いします。

※対象者に該当しなくなったときは、速やかに「利用料助成事業登録資格喪失届」の提出をお願いします。

## 【提供会員】へのお願い

①援助依頼を受ける センターからの援助依頼時に利用会員が助成対象者である旨をお伝えします。援助受付票に記載の利用料をご確認ください。

②援助～利用料の受け取り 援助終了後に援助受付票に記載の助成額を差し引いた利用料を利用会員から受け取り、援助活動報告書にサインをして1枚を利用会員へ渡す。

③助成額の受け取り 月間活動報告書をセンターに提出の際に、助成額をセンターから受け取る。

※お支払いは現金となります。来所の際は事前にセンターへのご連絡をお願いいたします。

◆◆◆入会・登録、制度についてのお問い合わせは◆◆◆

帯広ファミリーサポートセンター 開所時間：平日8:45～17:30

帯広市西20条南5丁目18-2ぶれいおん・とかち内 Tel.0155-66-4285

Mail:famisapo@play-on-tokachi.net LINE:@630xmyue

設置：帯広市 運営：認定NPO法人ぶれいおん・とかち

●来所の際はご予約  
をお願いします。



HP



LINE